

就職準備金貸付 貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
 なお、貸付を受けるにあたっては、就職準備金貸付実施要綱を厳守します。

記

貸付種別	保育士 就職準備金	※貸付番号及び貸付決定年月(記入不要)	
			令和 年 月
ふりがな		携帯電話番号	
氏名 (自署によること)	実印	-	-
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (歳)
住所 (自署によること)	郵便番号 (-)	固定電話番号 (- -)	(部屋番号)
保育士登録日	年	月	日
養成施設卒業日	年	月	日
保育士としての 最終職歴	期 間	勤 務 先 名	
	年 月 から 年 月	法人名 事業所名	
※該当番号に○を してください。	① 保育所 ② 幼保連携型認定こども園 ③ 家庭的保育事業 ④ 小規模保育事業 ⑤ 事業内保育所 ⑥ 幼稚園 ⑦ 勤務経験なし		
現在(予定)の 勤務先	名 称	法人名 事業所名	
	住 所	郵便番号 (-) 電話番号 (- -)	
勤務開始日	令和	年	月 日 (勤務時間 時 分～ 時 分・週 時間勤務) ※週20時間以上の勤務であること
現在(予定)の 勤務先 の施設・事業 ※該当番号に○を してください。	① 保育所 ⑦ 小規模保育事業 ② 預かり保育を常時実施する幼稚園 ⑧ 居宅訪問型保育事業 ③ 認定こども園へ移行予定の幼稚園 ⑨ 事業内保育所 ④ 幼保連携型認定こども園 ⑩ 病児保育事業(届出を行ったもの) ⑤ ④以外の認定こども園 ⑪ 一時預かり事業(届出を行ったもの) ⑥ 家庭的保育事業 ⑫ 企業主導型保育事業		

借入希望金額	円 ※20万円以内で御記入ください。	
借入金 利用内訳 ※該当欄に 記入して ください。	1 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用	円
	2 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲買手数料	円
	3 保育所等で使用する被服費	円
	4 保育所等の勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用	円
	5 保育所等への勤務に要する移動用自転車等の購入費	円
	6 その他保育所等への就職に当たって必要な費用()	円
	7 その他()	円

生計を一にする家族の状況			
ふりがな 氏 名	続柄	年齢	勤務先・学校名 (会社名/学校名<学年>など必ず記入)
	申請者 本人		

※連帯保証予定者欄は、申請者が記入すること。

連帯保証予定者	ふりがな		携帯電話番号		
	氏 名		- - <small>申請者が記入(押印不要)</small>		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)			
	住所及び 電話番号	郵便番号 (-)		電話番号 (- -)	
		(アパート名)		(部屋番号)	
	勤務先	所在地	郵便番号 (-)		電話番号 (- -)
		名 称			
業 種			職 種		
	本人との関係				

備 考

注意事項

- 1 記入漏れがないように必要事項はすべて記入すること。（※印の欄は記入不要）
- 2 申請者欄は自署によること。
- 3 申請者は印鑑登録の印鑑を押印すること。
- 4 「年」欄は西暦和暦いずれの記入も可。
- 5 書き間違えた場合、二重線で訂正し、その上に訂正印を押印すること。
修正テープの使用は認められません。

関係書類

- 1 就業証明書（別記第2号様式）
- 2 個人情報の取扱いについて（同意書）（別記第3号様式）
- 3 申請者の住民票 ※発行から3か月以内
- 4 連帯保証予定者の所得証明書（収入額・所得額の両方が記載されたもの）※発行から3か月以内
※源泉徴収票での代用不可
※自営業の方又は給与以外に収入がある方は、所得証明書と併せて確定申告の写し
- 5 申請者の保育士登録証の写し ※登録証の氏名変更をしていない場合は戸籍抄本(原本)

貸付対象となる勤務先（下記以外の勤務先は貸付対象となりません）

- (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ②第3の1の(3)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (7) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (8) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- (9) 企業主導型保育事業